

徳島発の政策提言

Only one Tokushima

平成22年5月

 徳 島 県

徳島県政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

現在、我が国は、「百年に一度の経済危機」からの脱出が思うにまかせず、一部に明るい兆しも窺えるものの、厳しい雇用情勢が続くとともに、景気の「二番底」の懸念が消え去らないなど、依然として暗雲を払拭できない状況にあります。

こうした未曾有の経済雇用情勢の中、本県においては、この「百年に一度のピンチ」を「徳島発展の礎を築いていくチャンス」に繋げることができるよう、「いけるよ！徳島～踏み張り中～」を合い言葉に、「拳県一致」の取組みを進めているところであります。

また、「誇りと豊かさを実感できる21世紀の徳島づくり」を一層加速させるため、「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」に掲げる7つの基本目標の達成に向けて、事業主体の意欲を引き出し、すぐさま効果が現れる「実証実験」や「モデル事業」に積極的に取り組むとともに、一方では、厳しさを増す財政状況の下、持続可能な財政構造への転換を図り、限られた行財政資源を最大限に活用できるよう、徹底した行財政改革を進めております。

しかしながら、財政基盤の脆弱な本県が、立ち遅れている社会資本の整備のみならず、ハード・ソフト両面で実効性のある施策を推進していくためには、本県独自の努力はもとより、政府が「一丁目一番地の改革」として位置付ける「地域主権の確立」に向け、「地域主権戦略大綱」の策定と、それに続く「地域主権推進基本法（仮称）」の早期策定などと併せて、地域の実情に即した新たな制度の創設や地域の特性に着目した「モデル事業」の展開を通じて支援を充実するなど、地方の声に耳を傾けていただくことが必要不可欠であります。

本書は、「知恵は地方にこそあり！」との気概を持って、「徳島発の政策提言」を取りまとめたものであり、国におかれましては、平成23年度の予算編成に当たり、本県の提言を十分御理解いただき、施策に反映していただきますようお願い申し上げます。

平成22年5月

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

目 次

I 地域主権の確立

1 地域主権の推進について	(内閣府・総務省) ……………	1
2 地方の自主財源の充実について	(総務省) ……………	3
3 「一括交付金」について	(内閣府) ……………	5
4 地方公共団体への寄附金に係る税控除制度の充実について	(総務省・財務省) ……………	7
5 過疎地域の振興について	(総務省) ……………	9

II 新成長戦略

6 「新しい公共」促進のためのNPO活動支援施策について	(内閣府) ……………	11
7 「新成長戦略」推進のための信用保証制度の充実について	(中小企業庁) ……………	13
8 中小企業の「環境」に着目した経営革新の促進について	(資源エネルギー庁・中小企業庁) ……………	15
9 「環境配慮型産業」の育成強化について	(経済産業省・資源エネルギー庁・環境省) ……………	17
10 若年労働者の職場定着について	(厚生労働省) ……………	19
11 食料自給率向上のための政策展開について	(文部科学省・農林水産省) ……………	21
12 経営安定対策（水稲・園芸）について	(農林水産省) ……………	23
13 経営安定対策（畜産・水産）について	(農林水産省・水産庁) ……………	25
14 森林・林業を活用した成長産業の育成について	(林野庁) ……………	27
15 携帯マネーを活用した地方の公共交通利用促進策の推進について	(経済産業省・国土交通省・環境省) ……………	29
16 地域主権型「温室効果ガス削減施策」の推進について	(総務省・環境省) ……………	31
17 総合的な廃棄物のリサイクル対策について	(経済産業省・環境省) ……………	33
18 留学生交流支援制度の拡充について	(文部科学省) ……………	35
19 過疎地域等における公共交通の支援策の充実について	(総務省・国土交通省) ……………	37
20 「大阪湾ベイエリア」の港湾・空港・高速道路等の重点整備について	(国土交通省) ……………	39
21 港の既存ストックを活用した観光振興及び地域活性化について	(国土交通省) ……………	41
22 新たな総合交通体系の構築について	(国土交通省) ……………	43
23 高速道路等の整備のあり方について	(国土交通省) ……………	49
24 高速道路の有効活用による地域活性化策について	(国土交通省・観光庁) ……………	51
25 高速道路整備に関連する事業の支援について	(総務省・国土交通省) ……………	53
26 地域の課題に対応する道路整備の促進について	(国土交通省) ……………	55
27 「医療観光」の推進について	(法務省・外務省・観光庁) ……………	57
28 「観光圏」などにおける平日の観光入込対策について	(農林水産省・観光庁) ……………	59
29 スポーツ振興について	(文部科学省) ……………	61

Ⅲ 医療・福祉・教育対策

30	地域医療提供体制の基盤強化について	(総務省・文部科学省・厚生労働省).....	63
31	がん対策の充実について	(厚生労働省)	65
32	教員が子どもと向き合う時間を確保するための環境づくりについて	(総務省・文部科学省).....	67
33	ともに生き、ともに学ぶ特別支援教育について	(文部科学省)	69
34	就学援助制度の高校生への拡大について	(文部科学省)	71
35	地域教育力の向上について	(文部科学省)	73
36	次世代育成支援対策の着実な推進について	(厚生労働省)	75
37	「子どもを安心して産み育てられる環境」の実現に向けて	(文部科学省・厚生労働省).....	77
38	超高齢社会における持続可能な医療・介護制度の創設について	(厚生労働省)	79
39	障害者福祉施策の充実について	(厚生労働省)	81

Ⅳ 安全・安心対策

40	廃止した廃棄物焼却施設の解体の促進について	(環境省)	83
41	総合的な鳥獣被害対策の継続実施について	(農林水産省)	85
42	高病原性鳥インフルエンザ対策について	(農林水産省)	87
43	南海地震の発生に備えた、地震・津波防災対策の推進について	(内閣府・総務省・消防庁)	89
44	子どもたちの命を守る学校施設の耐震化促進について	(内閣府・総務省・消防庁・文部科学省)	91
45	大規模地震対策における港湾・海岸の整備促進について	(内閣府・国土交通省)	93
46	住宅版エコポイント制度の拡充について	(経済産業省・国土交通省・環境省)	95
47	未来の消防団員の育成について	(内閣府・消防庁・文部科学省)	97
48	食品表示制度の見直しについて	(消費者庁・厚生労働省・農林水産省)	99
49	地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について	(総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・人事院)	101
50	消費者行政の充実強化について	(消費者庁)	103
51	治安対策の更なる強化について	(警察庁・総務省).....	105
52	地上デジタル放送への円滑な移行について	(総務省)	107

V 社会資本整備の推進

53 「地域主権」の実現に向けた社会資本整備の推進について	(内閣府・総務省・国土交通 省)..... 109
54 農山村の活性化に向けた基盤整備の推進について	(農林水産省) 111
55 污水处理施設の整備促進について	(農林水産省・水産庁・国土交 通省・環境省) 113
56 地籍調査事業等の促進について	(法務省・国土交通省)..... 115
57 地域の発想を最大限活用する「新たなコスト縮減」の取組みについて	(国土交通省) 117
58 道路事業のコスト縮減に資する規制緩和の拡大について	(国土交通省) 119
59 事業のスピードアップに繋がる収用特例の拡充について	(財務省・国土交通省)..... 121
60 災害復旧から災害予防への転換について	(国土交通省) 123
61 河川管理施設の有効活用・長寿命化について	(国土交通省) 125

省庁別提言事項一覧

1 地域主権の推進について

県担当課（室） 政策企画総局

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P19)

- ◇ 霞ヶ関を解体・再編し、地域主権を確立する
 - ・明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする。
 - ・国と地方の協議の場を法律に基づいて設置する。

《現状》

- 今夏、「地域主権戦略大綱」を策定予定。
- 「地域主権改革推進一括法案」を国会提出。
 - ・「地域主権改革推進一括法」により、「地域主権改革」の定義付けを行うとともに、地域主権改革を推進する機関として「地域主権戦略会議」が設置され、「地方分権改革推進計画」に基づき「義務付け・枠付け」を見直し。
- 「国と地方の協議の場」に関する法案を国会提出。

《課題》

- ◆ 出先機関改革の見直しと国と地方の役割分担の議論が並行して行われなければ行政効率化とならない恐れ。
- ◆ 「地域主権改革」が目指す絵姿や、それを迅速に推進するための「牽引役」となる法律が必要。
- ◆ 国が立案する新規施策に地方への必要な財源措置が講じられていない場合等、法令違反と認める場合の仲裁制度がなく、今後の検討課題。

平成23年度政府予算編成に向けて

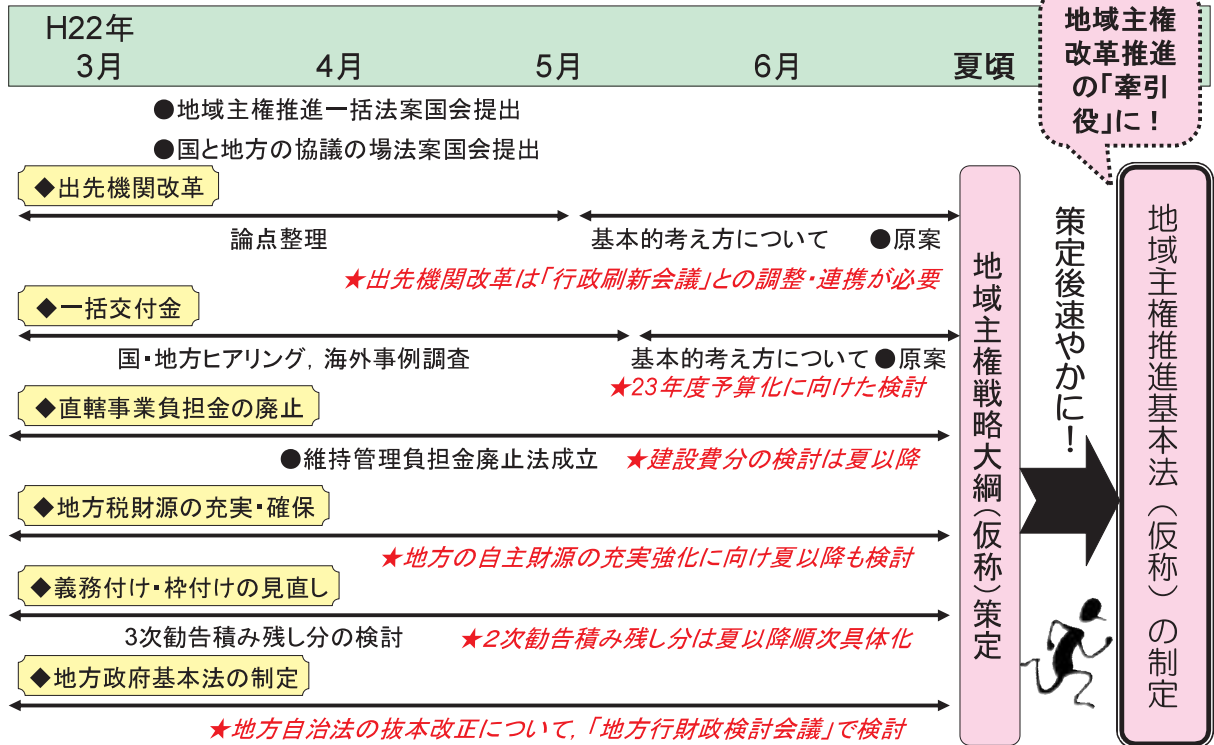
【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

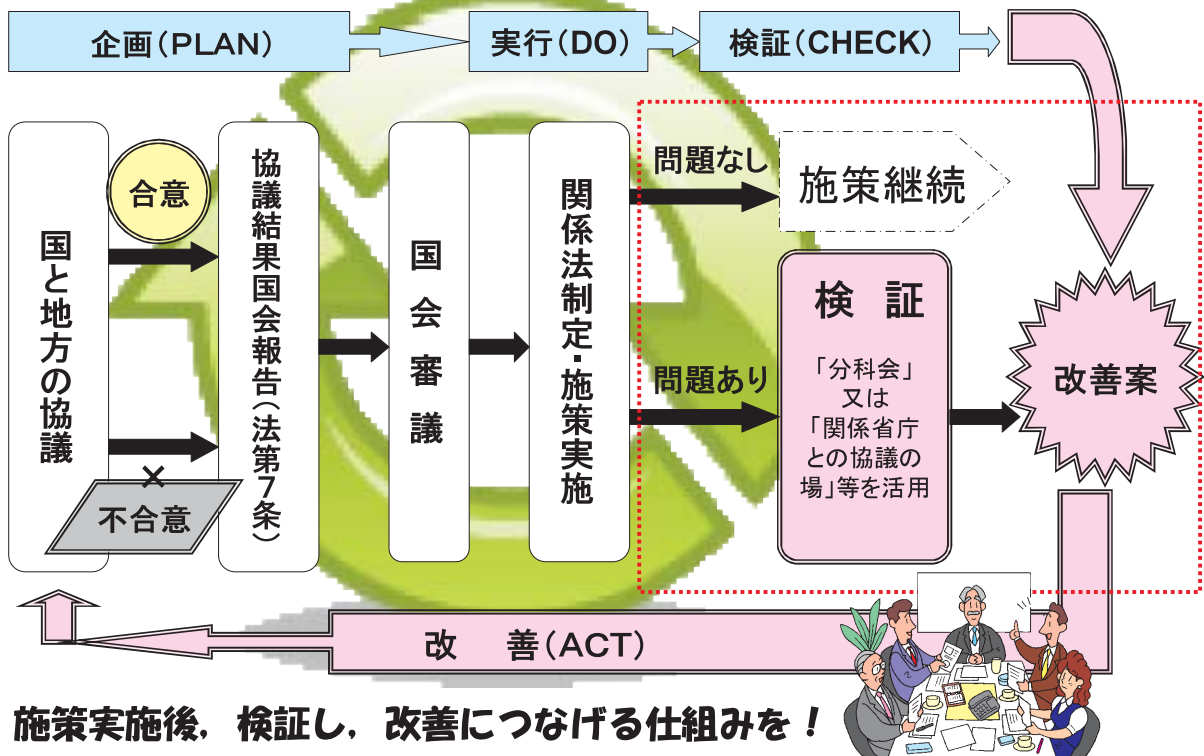
- ① 「地域主権戦略大綱」に、地方の声を十分反映すること。
 - ・さらなる「義務付け・枠付け」の見直しにあたっては、三位一体改革のように「地方への負担転嫁」とならないよう、権限と財源をワンセットで移譲すること。
 - ・「出先機関改革」については、「地域主権戦略会議」における「国と地方の役割分担」の議論に加えて、「行政刷新会議」の「二重行政の解消」議論とも連携し、検討を行うとともに、受け入れ側となる地方の意見を十分反映すること。
- ② 「地域主権推進基本法（仮称）」を速やかに制定すること。
 - ・「地域主権戦略大綱」策定後は、速やかに「地域主権推進基本法（仮称）」を制定し、「地域主権改革」推進の基本的な考え方や推進方針を明らかにすること。
- ③ 「国と地方の協議の場」の実効性を高めること。
 - ・協議の場を経て実施する施策は、一定期間経過後、運営面や財政措置等について検証を行い、協議の場で合意した内容と異なる運用がなされている場合は、再度協議の場に諮り、施策の改善を行うこと。

主管省庁局名 内閣府地域主権戦略室、総務省自治行政局
関係法令等 地方自治法、国と地方の協議の場に関する法律案、
地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

「地域主権推進基本法（仮称）」の早期制定を



「国と地方の協議の場」の実効性を高めるために



2 地方の自主財源の充実について

県担当課（室） 財政課，税務課，市町村課

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P12)

◇ 地域主権

- ・「地域主権」を確立し，第一歩として，地方の自主財源を大幅に増やす。

《民主党政策集(INDEX2009)》(P8)

◇ 新たな地方財政調整・財源保障制度の創設

- ・自治体間の財政格差を是正し，地方財政を充実させるため，現行の交付税制度よりも財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創出する。

《平成22年度国予算の内容》

◇ 地方交付税1.1兆円の増額

- ・地域活性化・雇用等臨時特例費（9,850億円）の創設。

《現状》

- 平成22年度の地方財政対策では，「別枠加算」等により地方交付税1.1兆円の増額がなされたため，地方税の大幅な落ち込みがあったにもかかわらず，一般財源総額が確保された。
- しかし，本県においては，平成16年度以降の地方交付税の大幅削減により，職員数の大幅削減や臨時的な給与カットを行うなど，まだまだ非常に厳しい財政運営を強いられている。
- さらに，社会保障関係費の自然増や依然続く厳しい経済・雇用情勢に対応していくため多額の経費が生じている上，地方税収の厳しい状況は今後も続く見込みである。

《課題》

- ◆ 地方交付税の総額確保を恒久的なものとする必要がある。「別枠」加算等による地方交付税増額が「当面の措置」とされている。
- ◆ 税収の安定性等を備えた地方税体系の構築が必要である。

平成23年度政府予算編成に向けて

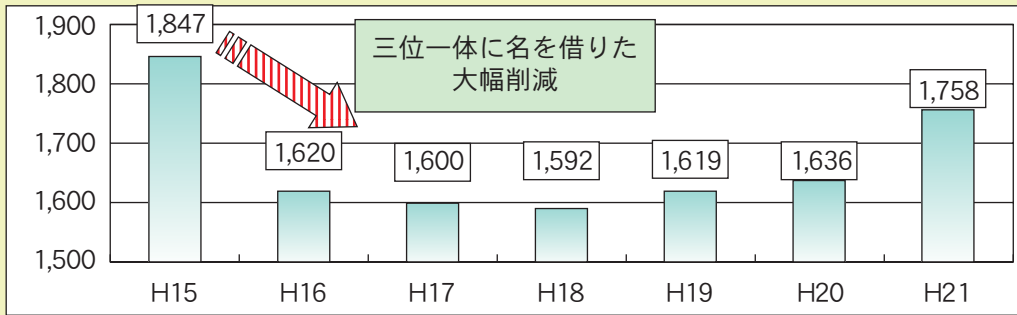
【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

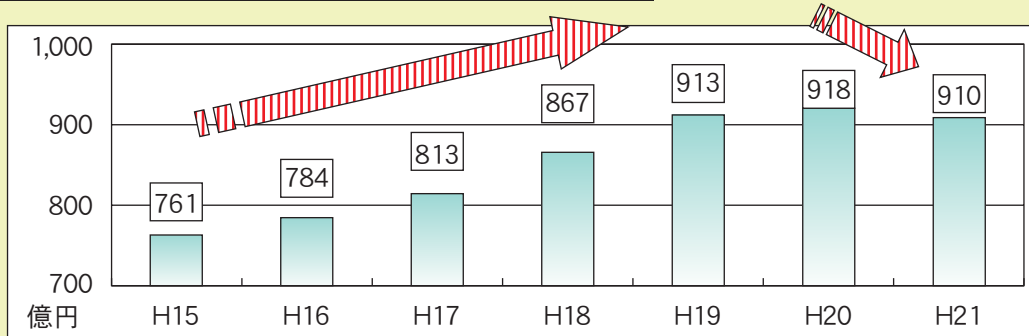
- ① 地域主権確立のため，地方の自主財源の総額を確保し，大幅に充実すること。
 - ・地方交付税については，財源保障機能を強化し，自治体の財政運営の予見性を高めるため，法定税率の引き上げ，「別枠加算」の継続などにより，当面の措置ではなく，恒久的な地方交付税の総額確保策を講じること。
 - ・地方税については，地方税源の充実が不可欠であることから，税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むこと。
- ② 財政力の弱い自治体に対し，地方交付税の重点配分を行うこと。
 - ・地方交付税の配分については，地域間格差是正の観点から，財政力の弱い自治体に重点配分するしくみを拡充するなど，より一層，財政調整機能を強化すること。

～徳島県の財政状況～

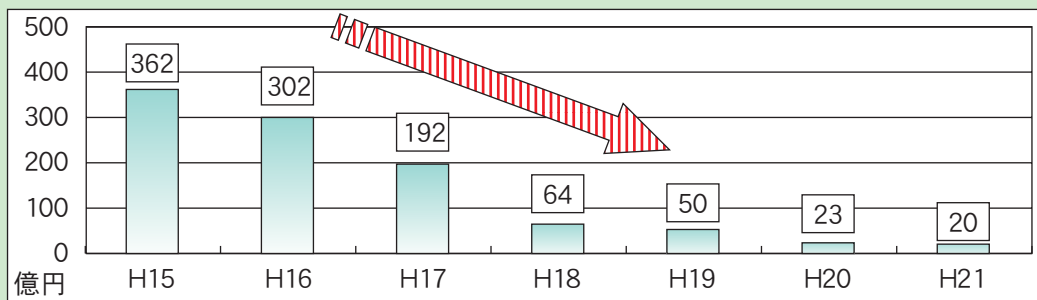
① 地方交付税227億円大幅削減(H16年度～)



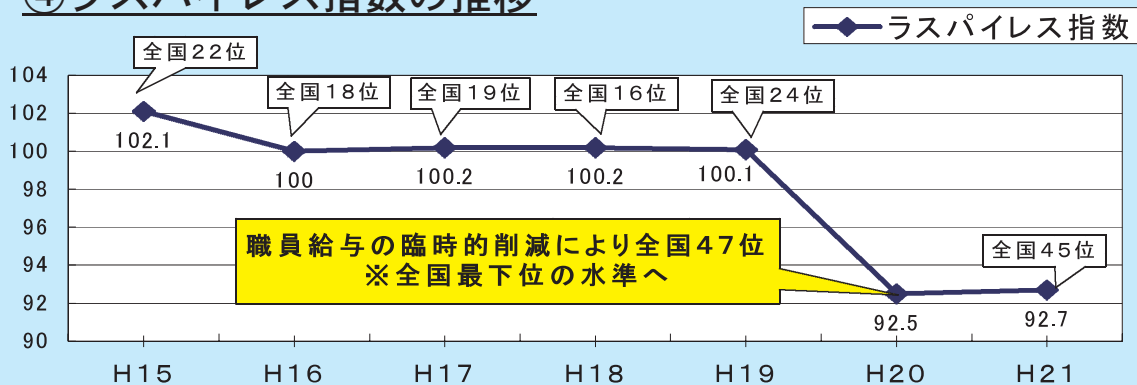
② 国の経済対策により公債費が増大



③ 財政調整的基金の枯渇



④ ラスパイレス指数の推移



3 「一括交付金」について

県担当課（室） 財政課，市町村課，農林水産政策課，県土整備政策課

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P19)

- ◇ 地域主権
 - ・国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し，基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障費の必要額は確保する。

《民主党政政策集(INDEX2009)》(P7)

- ◇ ひもつき補助金の廃止と一括交付金化
 - ・一括交付金のうち，現在の義務教育や社会保障等に関する補助金等に対応する部分は，必要額を確保する。現在の公共事業等の補助金等に対応する部分については，格差是正の観点から財政力の弱い自治体に手厚く配分する。

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 社会資本整備総合交付金 2兆2,000億円
- ◇ 農山漁村地域整備交付金 1,500億円

《現状》

- 公共事業関係費の削減
 - ・国土交通省 平成22年度当初予算額：4兆8,585億円（対前年度比0.85）
 - ・農林水産省 平成22年度当初予算額：6,563億円（対前年度比0.66）

《課題》

- ◆ 公共事業関係費の削減，社会保障費等の自然増という状況の下，一括交付金化により，遅れている地方の社会基盤整備が一層遅れることが懸念される。

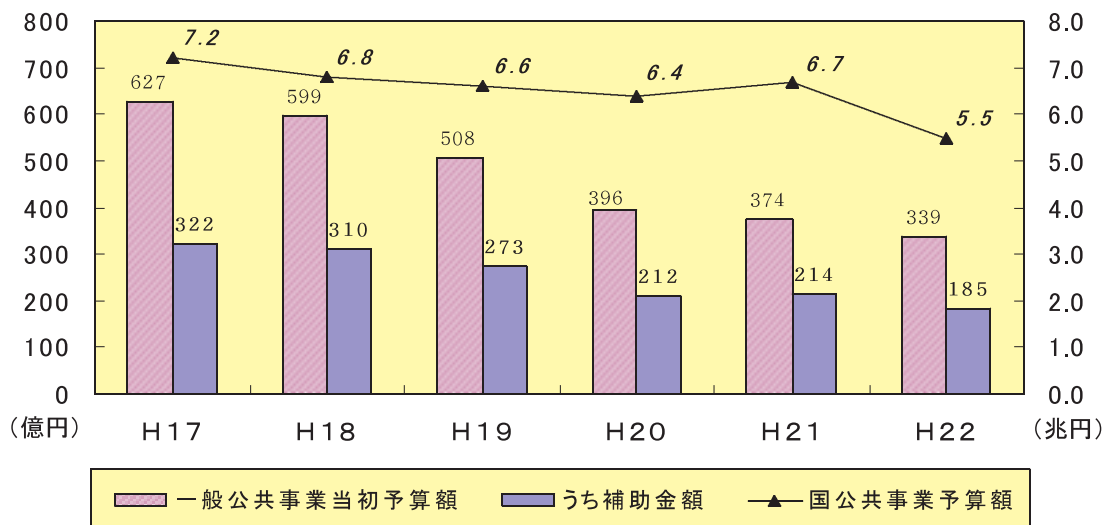
平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 一括交付金化により地方への配分額が減少することがないように，これまでの補助金の総額を確保すること。
 - ・三位一体改革の際のように，スリム化と称して総額の削減を行わないこと。
- ② 一括交付金の交付基準については，地域間格差是正の観点を十分に反映すること。
 - ・財政力の弱い自治体や社会基盤整備の遅れている自治体には，現状より手厚く配分すること。
- ③ 地方の実情にあわせて機動的に活用できる自由度の高い交付金とすること。
 - ・一括交付金は，地方の知恵と工夫が活かせる使い勝手のよいものとする。
- ④ 一括交付金の具体的な制度設計に当たっては，地方の意見を十分に反映させること。
 - ・「国と地方の協議の場」において，十分な協議を行うこと。
- ⑤ 一括交付金化によって，本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようなことになってはならないこと。

1 一般公共事業予算額の推移



2 地域間格差是正の観点を十分に反映した配分方法

- 【地域間格差是正の視点】
- ①後進地特例による嵩上げ
 - ②社会資本整備率
 - ③高齢化率・過疎化率など

一括交付金の配分に当たっては、

- ①従来の後進地特例による嵩上げ
のほか、「地方の実情」を表す客観的な指標として、
- ②道路整備率、河川整備率、下水道整備率などの社会資本整備率
- ③高齢化率、過疎地域面積の割合、耕作放棄地の割合など過疎化の度合いを示す指標を加え、地域間格差是正の機能を持たせる。

3 交付金活用の自由度を高める方策

～地域活性化・きめ細かな臨時交付金の場合～

<地域活性化・きめ細かな臨時交付金>

- ・ 21年度の国2次補正予算で措置された交付金。予算額5,000億円。
- ・ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の趣旨に沿った、きめ細かなインフラ整備事業に充当。
- ・ 地方単独事業（公共・公用施設の建設又は修繕等）、国庫補助事業（法律補助は除く）が対象。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金

①交付対象となる事業を限定しない

※既存事業、ソフト事業、国庫補助事業（法律補助）等への充当も可能に！

②事業間流用が弾力的に実施できるように！

③基金への積立等により複数年度に跨る事業にも活用できるように！

地方の知恵と工夫が活かせる使い勝手のよい交付金

4 地方公共団体への寄附金に係る税控除制度の充実について

県担当課（室） 政策企画総局

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P20)

- ◇ 地域主権 34.市民が公益を担う社会を実現する

《民主党政策集(INDEX2009)》(P21)

- ◇ 税制

《現状》

制度の改正状況等

- 所得税法等の一部を改正する法律（平成22年3月31日公布）
 - ・平成22年分以後の所得税において、所得税の寄附金控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げ
- 平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日)
 - ・寄附金控除を年末調整の対象とするか否かについて、執行面の問題などを検討
 - ・個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲について、市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて検討

《課題》

- ◆ 「ふるさと納税制度」は、自己負担が発生することや、所得税と個人住民税の両方から寄附金控除を受けるためには確定申告が必要であることなどが、利用拡大を妨げる一因となっている。
- ◆ 法人からの寄附金については、「全額損金算入」という優遇措置が講じられているものの、個人の場合と同様に「自らの税の使い道を自ら選択する」仕組みを促進するような制度を創設することが求められている。
- ◆ 大規模災害発生時には、被災地方公共団体に対して多額の義援金が寄せられることから、被災自治体への寄附者の善意を税制面で支援するため、寄附金控除制度のさらなる拡充が望まれる。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

納税者の意思をさらに反映できる制度とするため、地方公共団体への寄附金に係る税控除制度の充実に寄与する次の措置を講じること。

- ① 個人の地方公共団体への寄附金控除について、適用下限額（所得税2千円、個人住民税5千円）を撤廃するとともに、給与所得者の年末調整の対象に「寄附金控除」を追加するなど、ふるさとを想う納税者の利便性を向上する制度とすること。
- ② 法人の地方公共団体への寄附金控除について、現行の「全額損金算入」という優遇措置に加え、法人住民税に「税額控除」を導入するなど、寄附を促進する制度とすること。
- ③ 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄附金については、税額控除額の算定における個人住民税所得割の額の1割の限度額を2割に引き上げるなど、より寄附者の善意を反映できる制度とすること。

「ふるさと納税制度」のさらなる充実

平成20年4月30日
「地方税法等の一部を改正する法律」公布

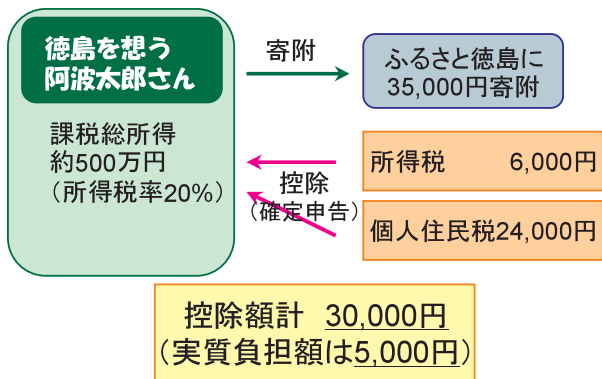
「ふるさと納税制度」の実現

この制度を活用し、「本県ゆかりの県外在住者」
や「法人企業」を対象に広く寄附金を募集

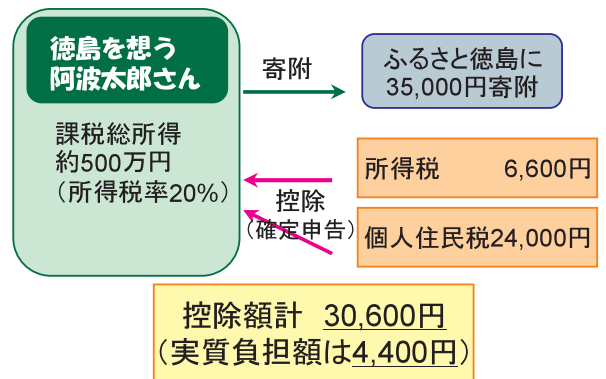
制度改正

■平成22年3月31日
「所得税法等の一部を改正する法律」公布
平成22年分以後の所得税において、所得税の
寄附金控除の適用下限額が5千円から2千円に
引き下げ

<改正前(H22.3.31まで)>



<改正後(H22.4.1以降)>



<memo>「ふるさと納税」の寄附金控除の計算式

【所得税】
[地方公共団体に対する寄附金-2千円]を所得から控除

【住民税】次の①と②の合計額を税額から控除

①[地方公共団体等に対する寄附金-5千円]×10%

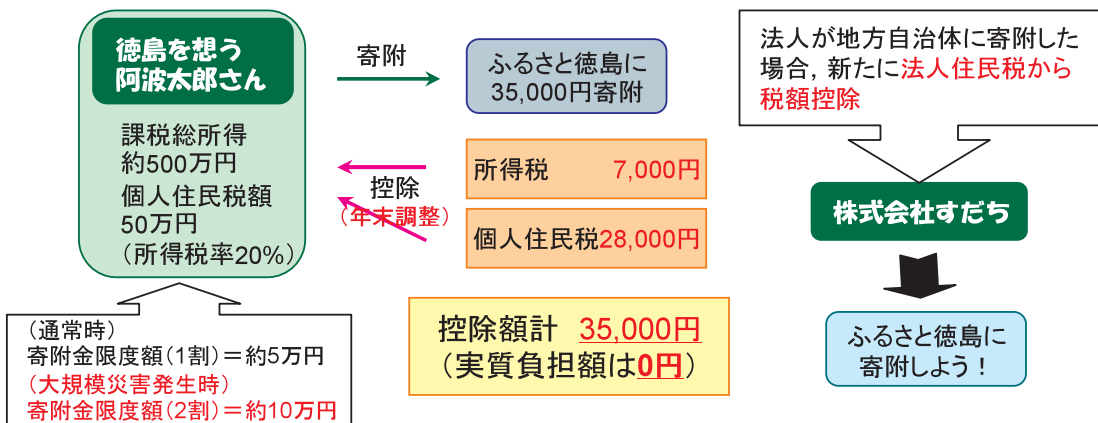
②[地方公共団体に対する寄附金-5千円]×[90%-0~40%]

※②の額は個人住民税所得割の1割を限度

提言内容

- 自己負担(所得税率に応じて3,800円~4,850円)の撤廃
- 給与所得者の年末調整の対象に「寄附金控除」を追加
- 法人の地方公共団体への寄附金について、法人住民税の「税額控除」の導入
- 大規模災害発生時、個人住民税の特例控除の限度額を1割から2割に引き上げ

提言が実現すると



5 過疎地域の振興について

県担当課(室) 地方主権推進課

【徳島県の現状と課題】

《民主党政策集(INDEX2009)》(P8, 9, 40)

- ◇ 地域を再生させ、活気に満ちた地域社会をつくる
 - ・ 過疎地などを活性化して、地方の暮らしの安心を取り戻す。
 - ・ 過疎地などのコミュニティを再生・強化する。
 - ・ 過疎地域にふさわしいインフラ整備やコスト軽減に資する施策を推進する。

《新成長戦略（基本方針）》

- ◇ 観光立国・地域活性化戦略 (P16)
 - ・ 離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。

《現状》

- 急速な人口減少と少子高齢化により、地域の活力が失われ、住民生活の安全安心に関わる問題も生じてきており、都市部との地域間格差も拡大している。
- 過疎地域の再生を図るため、過疎法が6年間延長され、過疎債の対象がソフト対策に拡大された。

《課題》

- ◆ これまでの過疎対策事業により、公共施設などを整備してきたが、厳しい財政状況の中、必要な耐震補強を施すなど、既存施設を維持していくことが困難な状況となっている。
- ◆ 住民生活に必要なソフト対策が求められており、集落の維持活性化、身近な交通の確保、地域医療の確保など、効果的で実効性のあるソフト対策を推進していく必要がある。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 過疎債の財源確保について
 - ・ ソフト対策など過疎債の対象範囲の拡大に伴い、ハード・ソフト両面にわたる過疎対策の充実と、安定的な取組みを実現していくため、過疎債の財源を十分に確保すること。
- ② 既存ストックの有効活用について
 - ・ 住民生活に必要な橋や学校などの施設は、建設から長期間経過するものが多いことから、既存ストックの有効活用を図り、長寿命化を進める観点から、施設の耐震補強や維持修繕を過疎債の対象とすること。
- ③ ソフト事業の掘り起こしについて
 - ・ 優れたソフト対策を掘り起こし、地域の実情に即した取組みを加速させていくためには、上勝町の葉っぱビジネス「いろどり」のように、先駆的な取組みを行ってきた本県を、実証実験のフィールドとすること。

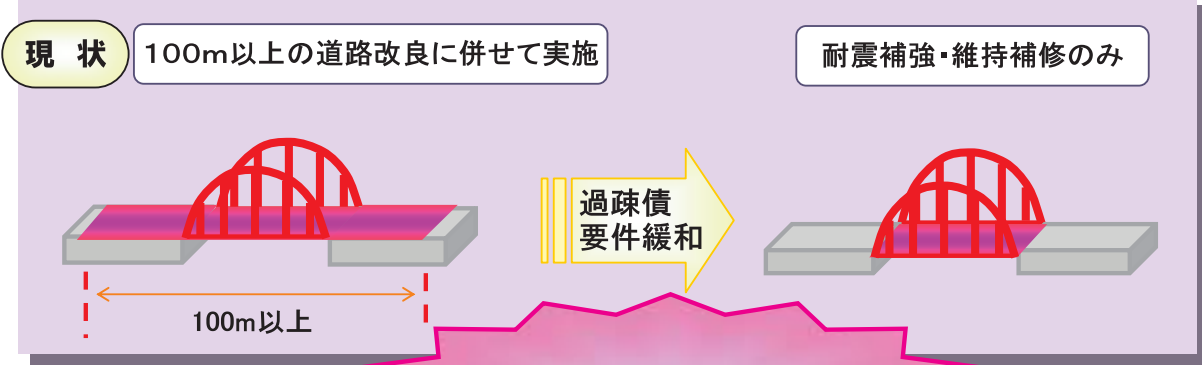
過疎債の対象範囲



(※河川、砂防施設などは対象外)

既存ストックの有効活用
長寿命化を進めるために過疎債を活用

橋の耐震補強・維持補修



学校の耐震工事



長寿命化とコスト削減
一石二鳥

6 「新しい公共」促進のためのNPO活動支援施策について

県担当課（室） 県民との協働課

【徳島県の現状と課題】

《民主党マニフェスト》(P20)

- ◇ 市民が公益を担う社会を実現する

《民主党政策集(INDEX2009)》(P1)

- ◇ NPO活動の促進・支援税制等の拡充

《平成22年度国予算の内容》

- ◇ 58,810千円
 - ・「新しい公共」を実現する円卓会議
 - ・「新しい公共」を支える制度の拡充等制度構造問題調査
 - ・「新しい公共」に関わる国民の選好度調査

《新成長戦略（基本方針）》(P24)

- ◇ 国民参加と「新しい公共」の支援

《現状》

- 特定非営利活動促進法の施行以来、様々な形での「官と民との協働の仕組み」(NPOと行政の協働、指定管理者制度、公共事業での包括委託等)が導入されたが、NPOは、これまでの社会システムでは対応できていなかった地域の課題解決の担い手となってきている。

《課題》

- ◆ 「新しい公共」は、これまでの「官」、「市民」及び「企業」の関係を変えようとするものであり、その促進にはNPOが担う役割は大きく、NPO活動を一層支援する必要がある。

そのため、国の助成のもとで、NPO、NPO支援センターを巻き込んだ「情報交換の場」づくりや、「新しい公共」理念の普及啓発、NPOの自由な発案に基づくモデル事業の発掘などの施策を総合的に実施する必要がある。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

① 「新しい公共」のビジョンの普及・促進

- ・「新しい公共」の理念を浸透させるため、全国のNPO及びNPO支援センターのネットワーク化を図るとともに、その普及啓発と推進を図るため、「支援推進員」を設置するなどの『「新しい公共」NPO育成サポート事業』を創設すること。

② 「新しい公共」のコンセプトの具現化・実現

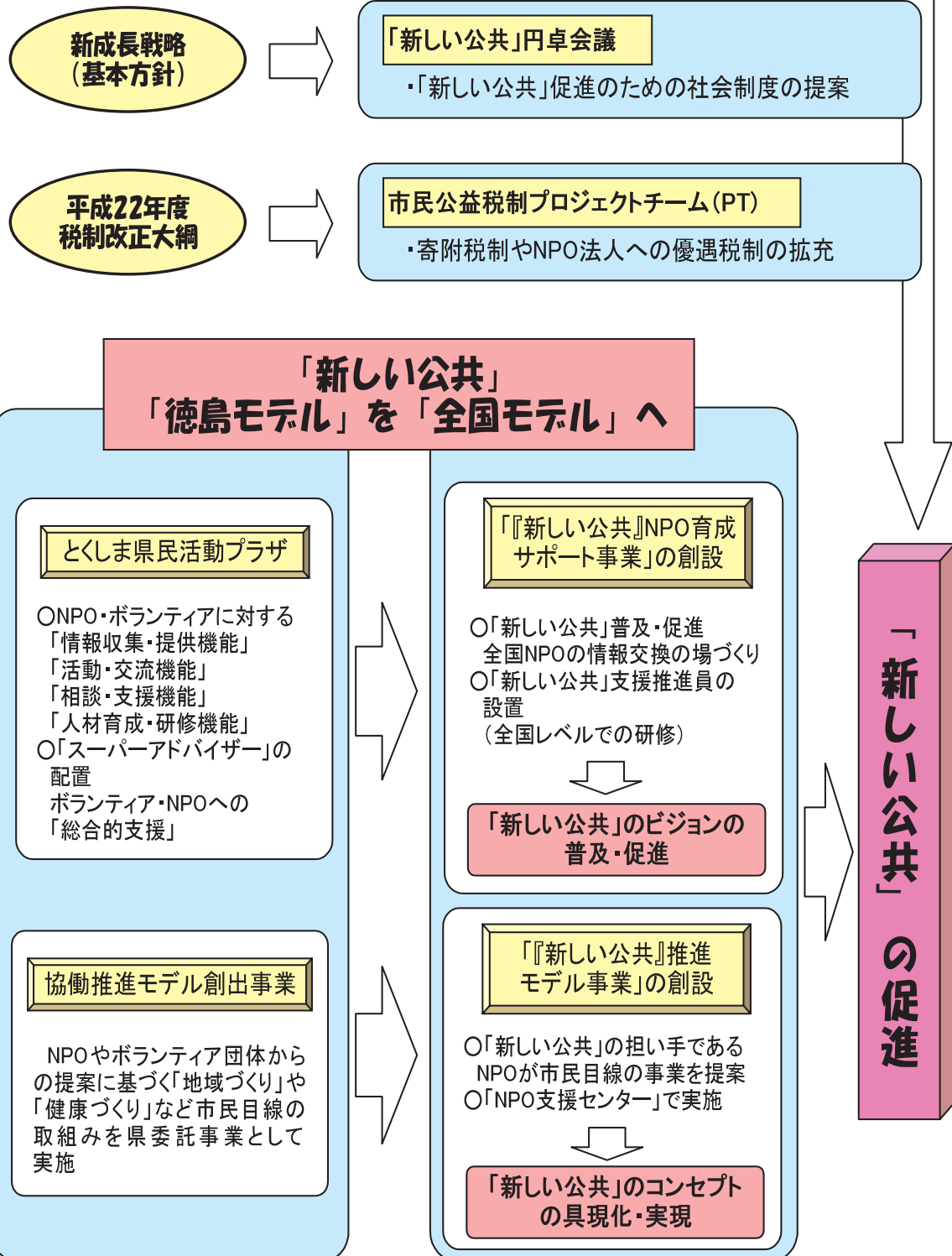
- ・「行政」と「NPO」が「新しい公共」の理念を共有するため、これまで「行政」が独占してきた領域も含め、NPOが担うことがふさわしいものについて、NPOからの主体的な提案に基づき実施する「『新しい公共』推進モデル事業」を創設すること。

「新しい公共」促進のためのNPO活動支援施策について

『新しい公共』とは

人を支えるという役割を、「官」といわれる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人一人にも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観

(H21.10.26「第173回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明演説」より)



7 「新成長戦略」推進のための信用保証制度の充実について

県担当課（室） 地域経済課

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略（基本方針）》（P5） ※ 成長を目指す主要分野

- ◇ グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略
・革新的技術開発の前倒し，低炭素社会実現に向けた集中投資事業等
- ◇ ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
・医療，介護，健康関連産業の成長産業化，研究開発や海外市場展開の促進等
- ◇ 観光立国・地域活性化戦略
・観光・地域資源を活用した地域活性化や地方都市の再生，農林水産分野の成長産業化等

《現状》

- 厳しい経済情勢の中，県内中小企業は，国や県独自の資金繰り支援策を最大限に活用しながら，事業継続や雇用維持に全力で頑張っている。
- しかし，中小企業の多くは現状の維持が精一杯で，資金的な余裕もないため，新たな成長分野の育成や投資に取り組むことが難しいのが実情である。

《課題》

- ◆ 信用保証制度では，法令や政策目的に応じて，一般保証とは「別枠」で信用保証協会の保証が受けられる保証制度（別枠保証）が数多く設けられている。
- ◆ ただし，別枠保証制度の中には，事業計画の策定や認定等を要するものも多く，中小企業が積極的に利用する上でハードルが高いのが実情である。
また，国が示した新たな成長分野に対応した保証制度の充実も不可欠である。

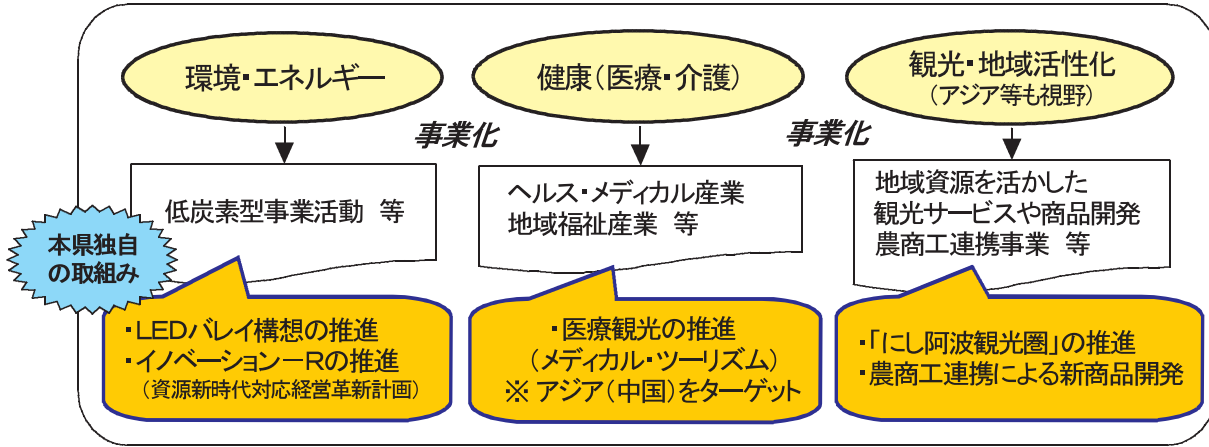
平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 既存の保証制度の統合（大きくくり化）や利用条件の緩和も含め，新成長戦略の「成長分野」に対応した総合的な保証制度（別枠）を創設すること。
 - ・新・省エネルギー対策，資源の再（生）利用，未利用資源の活用など「低炭素型事業活動」を総合的に支援する保証制度を創設すること。
 - ・ヘルス・メディカル産業や地域福祉産業を総合的に支援するための保証制度を創設すること。
 - ・“地域の宝”（地域資源）を活かした観光サービスや特産品等の開発を支援するための保証制度の創設や，農商工連携事業を促進する保証制度を充実すること。
- ② 政府系金融機関の特別貸付制度についても，同様に充実を図ること。

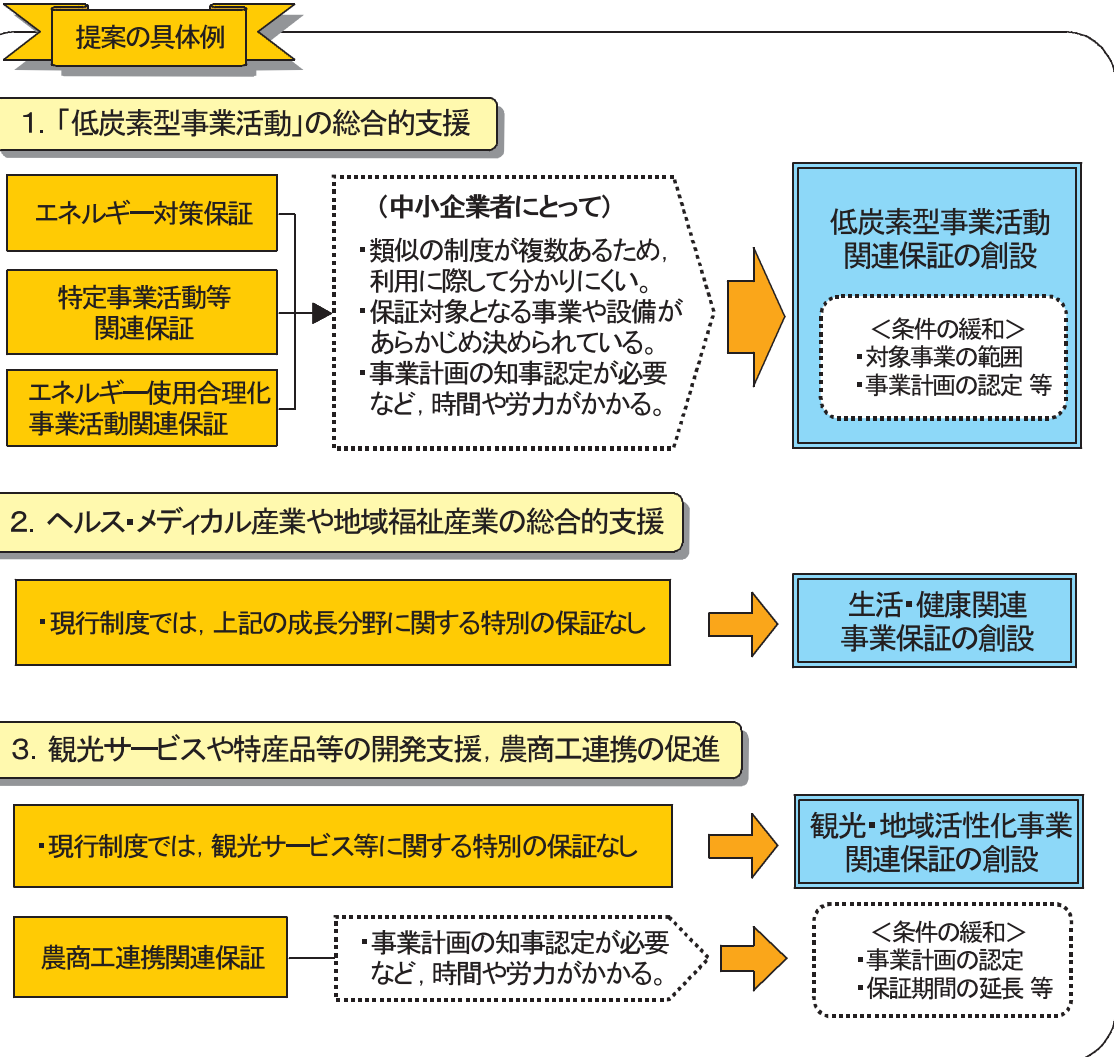
成長分野への投資を積極支援し、経済危機の早期克服へ



資金面から積極支援

- 【保証】 別枠の保証制度の創設
既存の保証制度の充実

【融資】 政府系金融機関の
特別貸付制度の充実



8 中小企業の「環境」に着目した経営革新の促進について

県担当課（室） 地域経済課

【徳島県の現状と課題】

《新成長戦略（基本方針）》（P5）

- ◇ グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略
 - ・規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用した低炭素社会実現に向けての集中投資事業の実施。

《現状》

- 本県では、「環境首都とくしま」の実現を目指し、「環境の保全・創造」と「社会・経済の発展」を一体的に実現する持続可能な社会づくりに取り組んでいる。
- 「環境・エネルギー大国・日本」を実現するには、我が国の企業のうち99.7%を占める中小企業の環境を意識した企業活動を促進していくことが重要である。
- 「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新支援制度」は、中小企業の自助努力を基本とした様々な経営向上の取組みを支援するものであり、国の代表的な中小企業支援施策である。

《課題》

- ◆ 省エネ、CO₂削減等は、企業の経営向上に資するものであるにもかかわらず、このことに着目した中小企業支援策が不十分である。
- ◆ 地方の中小企業では、「環境・エネルギー」に関する課題解決の視点に立った製品・サービス等の開発が積極的に進められており、こうした取組みを重点的に支援する必要がある。

平成23年度政府予算編成に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 中小企業の「環境」に着目した取組みを促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新支援制度において「環境負荷軽減」に寄与する計画の重点支援を行うこと。
 - 経営革新計画に、省エネ法に基づくエネルギー使用量の把握及び削減目標の記載を義務づけ経営向上の指標とすることにより、中小企業の「環境」に着目した経営革新を促進するよう制度を見直すこと。
 - 経営革新計画の内容が「環境負荷軽減」に寄与するモデル的なものについては、特に重点的な支援を実施すること。
 - ・「環境貢献型経営革新計画」承認制度の創設
 - ・承認計画に基づく設備投資減税の拡大
 - ・承認計画に対する販路開拓支援（中小企業総合展等の展示会への優先出展等）の強化
 - ・「中小企業経営支援体制連携強化事業」で新たに整備する「中小企業応援センター」における専門家派遣制度の拡充

中小企業の「環境」に着目した 経営革新の促進について



現在

中小企業側の 問題

我が国の99.7%を占める中小企業に対し、環境に着眼した経営革新を促進する施策が不十分。

環境面 の問題

エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づくエネルギー使用量が一定規模以上の事業者（大企業）が対象。
中小企業まで法の趣旨が浸透するか疑わしい。

エネルギー使用状況の把握は、全事業者に求められているが、届出を義務づけられているのは、エネルギー使用量が1,500kl/年以上の企業のみである。
一方、中小企業では使用量の把握すら不十分なのが現状。

提言

これまでの経営革新支援制度の対象となる事業活動

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

+

① 低炭素社会実現に向けた環境負荷を軽減する事業活動

◇対象

事業者のエネルギー使用量の削減又は温室効果ガス排出量の抑制等に資する革新的な商品開発・役務提供・生産や販売方法の導入等

◇中小企業への支援策

- ・「環境貢献型経営革新計画」の承認制度を創設
- ・承認計画に基づく設備投資に対する減税の拡大
- ・承認計画に対する販路開拓（展示会への優先出展等）に対する支援の強化
- ・中小企業応援センターにおける専門家派遣制度の拡充

期待される効果

中小企業側の 効果

- ・環境の視点に立った「経営の向上」の実現
- ・地方に埋もれた優れた環境ビジネスの掘り起こし・普及（地域経済の活性化）
- ・環境に配慮した設備投資の促進による国内経済の活性化

環境面 の効果

- ・企業活動におけるCO₂削減の推進
- ・新商品・役務の開発による環境負荷軽減への貢献
- ・中小企業ひいては全国民への環境意識の浸透